との送配電非関連可変費のそれぞれの合計額		
	固有需要家費	前条第六項の規定により算定された割合
		三　第七条の規定により整理された需要家費の合計額

［削る］

サービス費、新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれの合計額		
	固有非ネットワーク需要家費	前条第六項の規定により算定された割合
		三　第七条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額

第十二条　事業者は、送配電非関連費として、期間原価等項目のうちの託送収益（電源線に係る収益に限る。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を整理しなければならない。

2　事業者は、前項の規定により整理された送配電非関連費を、当該事業者の実情に応じて設定した基準であって、あらかじめ経済産業大臣に届け出た基準により、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費に配分することにより整理しなければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

［削る］

3　事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額	第九条第五項の規定により算定された値	追加固定費
二　前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額	第九条第四項第四号の規定により算定された割合	追加可変費
三　前項の規定により整理された非ネットワーク需要家費の額	第九条第六項の規定により算定された割合	追加非ネットワーク需要家費

第十三条　事業者は、原価算定期間における当該事業者の指定旧供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに接続供給に係る電気であって、当該事業者の指定旧供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電用の電気工作物の発電に係るものを当該事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用（以下「振替損失調整額」という。）並びに当該事業者がその一般送配電事業等を行うために使用する電気に係る費用を算定し、送配電非関連可変費に控除する額として整理しなければならない。